

訪問介護ステーションころ 運営規程

(指 定 訪 問 介 護)

(事業目的)

第1条 株式会社アクシリオが開設する「訪問介護ステーションころ」(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の人格と人生観を尊重し、心身の状態の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力を活かした自立的生活ができるよう、日常生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に際しては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供ができるように努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 訪問介護ステーションころ
- 二 所在地 静岡県静岡市葵区安東1丁目8番7号 マナーハウスアンドー101号室

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤1名
管理者は、事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 常勤1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、訪問介護の提供等を行う。
- 三 訪問介護員等 3名以上(常勤換算2.5名以上)
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
但し、祝日、8月13日から8月15日、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間行うものとする。

(訪問介護の提供方法、内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから適切と思われるサービスを提供する。

- 一 身体介護に関すること
(食事介助、排泄介助、衣類着脱介助、入浴介助、身体の清拭、洗髪、体位交換、通院介助、その他必要な身体介護)
- 二 生活援助に関すること
(食事の支度、配膳、片付け、洗濯、掃除、整理整頓、買物、薬の受け取り、その他必要な家事)

三 相談、助言に関すること

(介護に関する相談・助言、その他必要な相談・助言)

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第7条 指定訪問介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して訪問介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(訪問介護計画の作成等)

- 第8条 指定訪問介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、訪問介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった訪問介護計画を作成する。
- 2 訪問介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、訪問介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

- 第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護を提供した際には、その提供日、サービス提供の内容など、当該指定訪問介護について必要な記録をサービス提供記録書に記載する。

(指定訪問介護の利用料等及び支払いの方法)

- 第10条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額とする。
- 2 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスではない時も、その利用料の額は厚生労働大臣が定める基準のとおりとする。
 - 3 第11条の通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要する交通費は、通常の事業実施地域を越えたその実費を徴収することができる。ただし、自動車を利用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点からその路程1kmにつき20円を実費として徴収することができる。
 - 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 5 指定訪問介護の利用者は、指定訪問介護の利用料等を、事業所の定める期日に別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は、静岡市（但し、旧中藁科村、旧大河内村、旧梅ヶ島村、旧玉川村、

旧井川村、旧清沢村、旧大川村、旧興津村、旧小島村、旧両河内村、旧庵原村、旧由比町、旧蒲原町の地域を除く)の区域とする。

(契約書の作成)

第12条 指定訪問介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

2 指定訪問介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第14条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、事故が発生した場合、速やかに管理者へ報告しなければならない。管理者は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡を行う等、迅速な措置を講ずると共に記録をし、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償が行われる措置を講ずるものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第15条 指定訪問介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施

二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

四 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(その他運営についての留意事項)

第18条 訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 指定訪問介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社アクシリオと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。